

ベビーシッター派遣事業 Q&A

A ベビーシッター派遣事業を導入したいのですが？

B 厚生年金、子ども・子育て拠出金を納める事業主であれば対象となります。なお、国民年金を納める方、公務員の方は対象になりません。

A 利用手数料の違いはなんですか？

B 労働者が1,000人未満の事業主を中小事業主とし、利用手数料を助成額の5%、それ以外の事業主の場合は10%としています。割引券(通常分)であれば1枚につき中小事業主であれば110円、それ以外の事業主であれば220円になります。

A 利用手数料以外に負担はありますか？

B 事業主の負担は利用手数料のみですが、それ以外に振込の際の手数料や送料、切手代が必要になります。

A どのベビーシッター会社が利用できるの？

B 利用できるベビーシッター会社を協会のホームページにて掲載しています。安心して利用いただけるよう割引券取扱事業は協会が審査を行っています。

A 誰でも利用できますか？

B 事業主に雇用されている労働者であれば利用できます。なお、労働者の範囲については勤務先で確認してください。

A 手続き方法は？

B 承認、割引券申込みの手続きは事業主が行ってください。なお、手続き方法については、協会のホームページをご確認ください。

A 対象となるサービスは？

B 対象サービスは、家庭内における保育や世話及びベビーシッターによる保育所等や認可外保育施設への送迎に限ります。

A 妻は専業主婦ですが利用できますか？

B 割引券(通常分)については、基本として共働きであることが条件です。ただし、配偶者の病院、通院などのほか、休業による場合や割引券(多胎児分)については専業主婦であっても利用できます。

A 家事は頼めるのですか？

B 家庭内における保育や世話及びベビーシッターによる保育所等や認可外保育施設への送迎が対象ですので、家事はできません。

A いつでも利用できますか？

B 割引券(通常分)については、ベビーシッターを利用するその日が両親共に就労していることが条件です。

安心・安全な訪問保育事業者の選び方

- 1 ACSA(公益社団法人 全国保育サービス協会)の会員である
- 2 法人である
- 3 都道府県に届け出をしている
- 4 利用契約書、案内書(利用体系が明示されているもの)が整備されている
- 5 新任者研修、現任者研修が行われている
業務マニュアル・保育マニュアル・事故防止マニュアルが整備されている
- 6 労働者名簿が整備されている
- 7 就労に関する雇用契約が締結されている
労働保険並びに社会保険の加入証明がある
- 8 就業規則が整備されている
- 9 保育記録等が整備されている
- 10 手配状況を確認できる書類等が整備されている
- 11 相当額の損害賠償責任保険に加入している
- 12 個人情報に関する取扱いが適切である



企業主導型

ベビーシッター利用者 支援事業



ACSA
ALL JAPAN CHILDCARE SERVICES ASSOCIATION

<http://www.acsa.jp>



公益社団法人 全国保育サービス協会®
〒160-0017 東京都新宿区左門町6-1YSKビル7F
TEL.03-5363-7455 FAX.03-5363-7456
info@acsa.jp

ベビーシッター利用費用助成の案内

2つの割引券があります

割引券

1

仕事と育児の両立支援のために

仕事のためにベビーシッターを利用した場合に、1日につき2,200円の割引が受けられる割引券を発行する事業です。申請の手続きは事業主が行い、利用者は事業主から割引券の交付を受けてください。また「職場への復帰」のためにベビーシッターを利用した場合にも、この割引券が使用できます。

割引券

2

多胎児を養育するご家庭のために

義務教育就学前の双子など多胎児を養育しているご家庭にベビーシッターの割引券を発行します。双子の場合は1日につき9,000円、三つ子以上の場合には1日につき18,000円の割引が受けられます。割引券は1年間に2回まで(特別な事由がある場合には4回まで)使用できます。

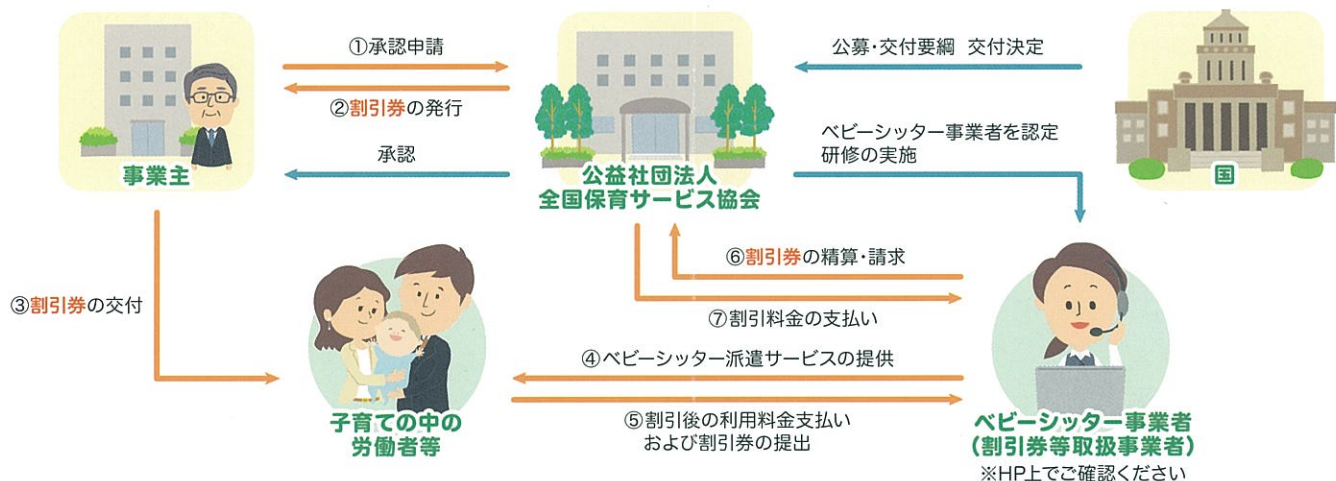
利用条件

1. 利用者の所得制限はありません
2. 子ども・子育て拠出金を納める事業主が承認申請できます
3. 労働者数により利用手数料が異なります

労働者数による事業主の区分	1枚当たりの 利用手数料	多胎児分の1枚当たりの利用手数料	
		割引額が9,000円	割引額が18,000円
中小事業主 (労働者が1,000人未満)	110円	450円	900円
それ以外の事業主 (労働者が1,000人以上)	220円	900円	1,800円

事業の仕組み

労働者への割引券の発行を希望される企業は、公益社団法人全国保育サービス協会へ、申し込んでいただく必要があります。



お問い合わせ
お申し込み先

公益社団法人 全国保育サービス協会

〒160-0017 東京都新宿区左門町6-17 YSKビル7F
TEL:03-5363-7455 FAX:03-5363-7456

ホームページ <http://www.acsa.jp/> メール info@acs.jp

企業主導型ベビーシッター利用
者支援事業は、内閣府の事
業です。

A 子どもが小学生なのですが利用できますか？

B 小学校3年生までが対象ですが、身体障害者手帳の交付を受けているなどの要件があれば6年生まで対象となります。

A 妻が入院するのですがその間利用できますか？

B 配偶者が入院、通院によりベビーシッターを利用する場合、利用できます。この場合は専業主婦でも利用できます。

A 休日に利用できますか？

B 休日に利用することはできません。ただし、休日であっても休日出勤などで勤務した場合には利用できます。なお、曜日は問いません。

A 保育施設で利用できますか？

B 保育施設では利用できません。家庭での保育または保育所等への送迎のみになります。詳しくは実施要項、約款をご確認ください。

A 送迎サービスで利用できますか？

B 家庭と保育等施設との間の送迎に限って使用できます。家庭以外の場所や塾など習い事への送迎には使用できません。

A 産休中に利用できますか？

B 割引券(通常分)については、共働きのほかに職場への復帰を目的とする休業期間中に年度内4回まで利用ができます。

A 割引券は何枚まで利用できますか？

B 子の数に関係なく1家庭1日につき1枚です。また、月で24枚まで年間280枚までが上限になります。

A 割引を受けたら収入になるの？

B 割引券を使用したことで受けた割引金額はすべて収入となり、雑所得として確定申告を行ってください。

A 割引券が余ってしまった。

B 使い残った割引券は返却することにより利用手数料を返金することができます。1回の返金手続きにより手数料として1,000円が必要で差し引いた金額を指定の銀行口座に振り込みます。

A 割引券を紛失してしまった。

B 割引券の再発行は行っておりません。引き続きご利用いただく場合には追加の申し込みをしてください。

A 割引券の使用できる期間は？

B 割引券には有効期間があり、発行された日から年度末である3月31日までとなります。

A 双子ですが割引券は4枚使えますか？

B 双子さんの場合、割引券を原則として2枚、特別の事由がある場合には4枚まで使用できます(特別の事由については実施要項を参照のこと)。